

日向市公告式規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和8年9月1日

日向市長 西 村 賢

日向市公告式規則の一部を改正する規則

日向市公告式規則（昭和40年日向市規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(告示等の公示) 第2条 〔略〕 2 〔略〕	(告示等の公示) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による告示等の公示は、前項の規定にかかわらず、市の公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行う。</u>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の日向市公告式規則の規定により公示されている告示等については、この規則による改正後の日向市公告式規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。